令和４年　神奈川県議会　第２回定例会　厚生常任委員会

令和４年７月 12 日

西村委員

公明党の西村くにこでございます。もう先行会派からも出た質問でありますが、違う角度から伺っていきたいと思います。かながわ新型コロナ医療・福祉等応援基金の活用事業から、潜在介護職員等復職支援事業費に関連をして幾つか伺っていきたいというふうに思うんですが、まず、この潜在介護職員等復職支援事業について、改めて具体的な内容の確認をさせてください。

地域福祉課長

こちらの事業ですが、介護・障害福祉施設では、アルコール消毒や換気を頻繁に実施するなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しておりまして、業務負担が増加をしております。そこで、即戦力となる方の雇用を促進しまして、人材確保を応援することで、現場負担の軽減を図ることを目的とした事業でございます。

事業者団体の方の御意見をお伺いいたしまして、人材確保に当たっては、事業者への給付よりも本人への給付のほうが求職時の関心が高まりやすいこと、また、厳しい状況にある現場に復職等をしようとする方々に感謝を伝えたいということで、個人に奨励金を交付することといたしました。

給付の対象につきましては、対象期間内に県内の介護・障害福祉施設において、常勤として新たに雇用を開始する福祉・介護職員、または看護職員のうち、福祉・介護職員等としておおむね３か月以上の実務経験を有している者、または一定の資格を有する者、または研修を終了した者のいずれかの要件を満たす方に対して５万円を給付いたします。

西村委員

本人への５万円の給付ということですが、そうなると、対象者にどうやってアプローチをしていくかというのが課題になってくるというふうに思うんです。どのように周知を図っていこうと考えていらっしゃるんでしょうか。

地域福祉課長

周知に当たりましては、県のたよりへの掲載やホームページ、ＳＮＳでの発信、チラシの配布等を予定しております。

また、市町村やハローワーク、関係団体、研修機関等への案内のほか、採用や募集の際にも活用していただきたいと考えておりますので、各事業所への個別のメール配信による案内も予定をしております。

西村委員

県のたより読んで分かるのかなとかちょっと気になっちゃうし、ＳＮＳって、何のＳＮＳから配信するんですか。

地域福祉課長

一つは、今考えておりますのは、キンタロウフェイスブックを考えております。

西村委員

キンタロウフェイスブック、何人ぐらいが見ているんだろうというのはちょ

っと申し上げておきたいというふうに思います。
　事業者の方にもしっかり伝えていただいて、アピールをお手伝いいただいて、一緒に、言わば給付とか申請ができるような体制も必要だろうなと。ほかにも、私も思いつかいないので申し訳ないんですが、より多くの方に発信をできるような対策、想定をしていただきたいというふうに思います。
　次に、関連して、介護職員処遇改善支援事業交付金について伺いたいと思います。この交付金は、介護職金の処遇の改善のため、収入を月額３％程度、月額9,000円程度引き上げることを目的に交付するものですが、その交付対象や要件について伺いたいと思います。
介護サービス担当課長
　介護職員処遇改善支援事業交付金についてですが、交付対象は、令和４年２月時点で介護報酬の中で、介護職員処遇改善加算１、２、３のいずれかを取得している介護サービス事業所になります。
　要件といたしましては、令和４年２月分から賃金改善を実施すること及び交付金の全額を賃金改善に充てること、かつ賃金改善の合計額の３分の２以上を基本給、または決まって毎月支払われる手当、いわゆるベースアップ等に充てることになります。
西村委員
　まさにここなんです。さっき、本人に給付をしたほうが受けがいいですよという答えがあったんですけれども、こちらは処遇を改善する努力をした事業者に出ると。だから、実際に仕事をされる人からすると、自分たちで給付されるような手続も踏まないし、果たして事業者ってやってくれているんだろうかという不安がおありのようで、その声がこっちに来ているんですね。
　それでは、その対象事業者のうち、どの程度の事業者が申請を行っていらっしゃるんでしょうか。
介護サービス担当課長
　対象となる事業所は、令和４年２月現在7,075事業所で、そのうち、申請があり要件を満たした事業所は5,978事業所、率にして約85％となります。
西村委員
　本年10月以降は､介護報酬の改定により介護職員等ベースアップ等支援加算、そして、この交付金と同様の措置が継続されるというふうに承知をしているんですけれども、９月までの交付金を申請済みの事業所、施設は、改めて手続をする必要があるんですか。
介護サービス担当課長
　介護職員等ベースアップ等支援加算を取得しようする事業者は、本年10月から翌年３月分について、これまでの交付金の申請時と同様な計画書を添付した加算届を、本年９月頃に提出していただくことになります。この計画書には賃金改善の見込額などを記載していただくことになります。
西村委員
　交付金と新たな加算については、これまでの処遇改善加算を取得していることが前提条件になっていますけれども、これまでの処遇改善加算を取得している割合はどの程度なんでしょうか。また、これまでの加算所得に向けた支援に

ついて、県はどのように取り組んでこられたのでしょうか。
介護サービス担当課長
　政令市・中核市を除く市町村に所在する事業所等の介護職員処遇改善加算の取得率は、令和４年４月１日現在 94.5%となっております。この処遇改善加算の取得を促進するため、介護分野に知見のある社会保険労務士を事業所等に派遣して助言を行う事業を実施してございます。令和３年度は 98 事業所に対し個別支援を行いまして、新たに 13 事業所の加算取得、また 19 事業所の上位区分への加算取得を支援しています。
西村委員
　この派遣事業というのは、先方が手を挙げたところに派遣をするという認識でよろしいんですか。
介護サービス担当課長
　県のほうで事業所のほうに周知をさせていただいて、事業所のほうから手を挙げていただくという仕組みでございます。
西村委員
　つまり、頑張りたいけれども分からないからって手を挙げた方という認識です。でも、そうじゃないところがあるのが、若干問題なんじゃないかなというふうに思うんです。
　これまでの処遇改善加算の所得への支援を行ってきたこと、これは分かりましたが、今後、10 月からの介護職員等ベースアップ等支援加算の所得促進に向けどのように取り組んでいこうと、新たにお考えのものってありますか。
介護サービス担当課長
　まず、介護職員等ベースアップ等支援加算の受付期間や計画書の記載方法などをしっかりと周知してまいります。
　また、新たに、本年２月から９月までの処遇改善支援交付金の申請がなかった事業所に対しまして、今回のベースアップ等支援加算の資格を促すとともに、先ほど答弁させていただいた社会保険労務士を事業所に派遣して助言を行う事業も活用していただくよう、加算の取得を促進していきたいと思ってございます。
西村委員
　要望を申し上げます。今、促進していきますって言っていただいたんですが、待っているんじゃなくて、できれば、これほど多くのところがもう手を挙げていただいて、ただ、言葉は悪いですけれども、取り残されていらっしゃるところもあるわけだから、そんなに数があるわけじゃないのであれば、県のほうからアウトリーチで、お宅これやったらいいんじゃないですかというぐらいのことをやっていただきたいなというのが思いです。
　通常だったら目標の何%を達成しましょうという話だけれども、介護職に関しては目標として 100%やりたいわけですよね。皆さんの、いわば頂いているお給金を上げたいわけだから、やはりそれは丁寧な対策が、お仕事が大変になるのは承知の上で、ぜひアウトリーチによるしっかりとした支援を行っていただくよう要望を申し上げて、この質問を終わります。
　次に、先ほど補正予算から配偶者等暴力対策事業費の御質問もありました。

また、今回は、かながわ男女共同参画推進プランの改定についての報告も上がっていて、基本理念において人権の尊重として、性別による権利侵害を受けないことなどが掲げられています。配偶者等からの暴力というのは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、プランの中でも重要な項目の一つであるというふうに認識をしております。

そこで、配偶者等からの暴力の被害に遭った方に対する被害者支援、また、それに関連をして質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、配偶者等からの暴力被害者への支援の内容について伺います。

人権男女共同参画担当課長

県では、ＤＶ防止法に基づき策定いたしましたかながわＤＶ防止・被害者支援プランを着実に推進し、配偶者等からの暴力の未然防止のほか、被害者の自立支援に取り組んでおります。

具体的には、配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談の実施、被害者の一時保護や自立支援を行っています。一時保護や自立支援は、県が設置します女性相談所や婦人保護施設で行うほか、民間団体への委託など、民間との連携により実施しております。

西村委員

今、民間との委託、民間との連携とおっしゃいましたが、なるほどこういった支援というのは、行政だけで担うことって大変難しくて、よりきめ細やかな支援をしていただくためにも、この民間団体との協力や連携が欠かせないわけで、そういうことも踏まえて、今回補正予算での配偶者等暴力対策事業費で、こういった団体への協力金というのを計上されたんだろうなというふうに想像するんですが、民間団体との連携というのはどのようになっているのか、教えていただいていいですか。

人権男女共同参画担当課長

民間団体との連携につきましては、緊急一時保護の委託を行うほか、中長期の自立支援を実施いただいております。一般的には自立を目的としているため、数週間から３か月程度の比較的短期間の支援が主体となっております。

西村委員

一般的にはっておっしゃいましたけれども、一般的ではない、一般的な支援では対応できない困難なケースというのもあるというふうに思うんですが、どういったケースがあって、そして、それにはどのように対応しているんでしょう。

人権男女共同参画担当課長

例えば、売春の常習化等の理由で保護が必要ではありますが、軽度の知的障害があり、県の婦人保護施設での保護が困難な場合ですとか、身支度など身の回りの行動はできますが、障害等により経済的自立に至るには長期的な生活支援、心的ケアを必要とする場合などがございます。

こうした困難ケースの場合には、全国で唯一の婦人保護長期入所施設であります、かにた婦人の村に長期入所をしていただくといった対応を取っております。

西村委員
　今、新たな施設の名前が出ました。そのかにた婦人の村について施設の概要を伺います。
人権男女共同参画担当課長
　かにた婦人の村は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち知的障害等があり、他の婦人保護施設では保護、自立が困難な者を長期で入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的としております。この施設は、昭和40年４月に開設され、(福)ベテスダ奉仕女母の家が運営をしております。
　施設への入所に当たりましては、女性相談所がその要否を判断することとしておりまして、現在、神奈川県から入所委託している方は５名おります。
西村委員
　かにた婦人の村については、建て替えの話が出ているというふうに伺っています。県のほうでどのような内容なのか把握をされていれば伺いたいと思います。
人権男女共同参画担当課長
　施設は昭和40年に千葉県内に建設されまして、昭和62年の大規模改修を経ているものの、既に築50年以上となっており老朽化が進んでおります。
　今年の２月に国からは、施設の老朽化だけではなく、平成27年に、現施設の所在地が、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域の指定を千葉県から受けたため、改築等の対応が必要となっているとの情報提供がございました。こうした課題に対応するため、現在、国において改築に向けた調整が進められております。
西村委員
　施設の改築整備については、県はどのように対応していこうと考えていらっしゃるんですか。
人権男女共同参画担当課長
　改築に向けましては、国及び関係地方自治体で、費用の負担も含めましてどのように対応していくか、現在協議中でございます。
　本県からの入所者は入所の継続を希望しており、また、この婦人保護長期入所施設は全国唯一の施設であることから、本県としても必要な施設であると認識しております。改築への対応については、他県の動向も踏まえながら、引き続き国と調整と進めてまいりたいと考えております。
西村委員
　なかなか表に出ることのない施設であったかというふうに思います。ただ、担当者の方よく御承知のように、ここに来て、女性に関わる様々な法整備がなされてきたり、あるいは、これまで声を上げなかった団体の方々が声を上げるというようなことが起こってきています。
　特に大きいのが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのが、この５月19日に成立をしたところではないかなというふうに思います。今、まさに、かにた婦人の村に関しても、これまで根拠法としていた売春防止法から次へのステップに行こうとしている。そして、神奈川県には、それほどまでの体制を整えた施設が具体的にはないわけですから、今後も活用しなければなら

ない。
　他県の動向を見ていただくのももちろんなんですが、神奈川県でできること、できるだけ努力をしていただきまして、かにた婦人の村については御支援を頂ければなというふうに思うのが一つと、その新法であるところ、新法の根拠となる新たな女性相談支援センターであったり、あるいは女性保護のための施設であったりというのが、今後想定をされてくるはずですから、令和６年の法施行までに、神奈川県としては、これまで女性施策の先頭を走っていたという自負があるんだから、いろんなことに前向きに取り組んでいただきながら計画を立てていただきたいなというふうに思います。
　様々、予算も絡んで大変なことは分かっています。分かっていますけれども、重要な一つの時期に起こった課題であることを認識していただけるようお願いをして、この質問を終わります。
　次に、昨年の９月の定例会にて代表質問で提案をさせていただきました低出生体重児のための母子健康手帳のサブブック。仮称として、リトルベビーハンドブックというふうに申し上げましたけれども、質問をさせていただいて大変前向きな御答弁を頂きました。その取組について確認させてください。
　検討会を設けて作成すると聞いていますけれども、現在の状況、どのようになっていますでしょうか。
健康増進課長
　現在、仮称でございますがリトルベビーハンドブックの作成につきましては、原稿作成の委託をしております県立こども医療センターにおいて、成長曲線を描くためのグラフの形式や、保護者の方が必要とする情報はどのようなものがよいかというようなことを、具体的に内容の検討をしておりまして、たたき台になるものを作成しております。
　また、今年の５月から６月にかけまして、低出生体重児の保護者の方を対象として、ハンドブックに盛り込んでほしいことなどについてのアンケートをインターネットを利用して実施をいたしました。また、７月末に開催を予定しております低出生体重児の保護者団体の方、地域の保健師、助産師、ＮＩＣＵの医師、学識経験者の方に御参加をいただく検討会において、アンケートの結果も参考として、先ほど申し上げましたたたき台について御意見を頂きまして、掲載内容等についての検討を行う予定としております。
西村委員
　今、アンケートを実施してという話ありましたけれども、回答としてどのような傾向があったとか、あるいは、今後アンケートの声を受けて、どのようにそれを生かしていこうとかというのが、現段階で言える内容ありましたら教えてください。
健康増進課長
　アンケートは、2010 年４月１日から 2022 年３月 31 日までに生まれた出生体重 2,500 グラム未満のお子様の保護者の方を対象ということで実施をいたしました。アンケートでお聞きした内容として主なものは、ハンドブックの内容としてどのようなことが必要でしょうか、であるとか、育児をされる中での御心配や不安、どのような方に相談をしたか、どのようなサポートが必要だったか、

というようなことを伺っております。回答は、県内外の方から2,954件頂きまして、低出生体重児に合わせた身体発育の記録、先ほど申し上げました成長曲線ですとか、ＮＩＣＵから退院したときの病名や治療歴が書けるようになっている、というようなことを希望されるというような御意見が多く寄せられております。

そのほか、ハンドブックがもしあったら利用したかった、というような回答をされた方が90.07%、それから、母子健康手帳を利用する際に不便や不満を感じたことがありますか、ということに対しては、感じたことがある、という方が53.92%というような御回答を頂いておりまして、低出生体重児の方の育児の支援のために参考となる多くの意見を頂いております。

今後、検討会の中でもそういった結果を参考にさせていただきながら、中身を反映できるようにしながら、ハンドブックの作成の検討を進めてまいりたいと考えております。

西村委員

実は出生数というのは日本全体でも少なくなっているのに、低出生体重児というのは、出産される数が増えているというふうに伺っています。

でも、ここに来て、ようやくお母さんたちが声を上げる時代になったんだなって。だったらその声をしっかり受け止めてあげていただきたいなという思いであるんですけれども、昨年の11月17日、決算特別委員会のときに、世界早産児デーがちょうどそうだったんですけれども、緊急だったのに関係者の方がシンボルカラーの紫色を身につけていただいて、ありがとうございました、本当に恐れ入ります。

こういう取組で、私も一緒に声を上げよう。声を上げなくたって、ああ、うちの子もそうだけれども、こういう活動があるんだって知っていただくことって、とても重要なんじゃないかなというふうに思います。

早産児や低出生体重児についての理解を含め支援を広げるためにも、このような取組を広く知ってもらうことが必要であるというふうに考えますが、普及のために、例えば、今年度、県でこういうことやろうとか、やれるかもしれないということがあれば教えていただきたいんですが。

健康増進課長

より多くの方に世界早産児デーを知っていただくために、今、委員おっしゃいました昨年度の早産児デーに、知事にシンボルカラーのリボンとマスクを、低出生体重児の保護者団体の方から頂きましたので、知事がつけているところの写真と、それから早産児デーの趣旨などを説明したものを、今ホームページのほうに掲載させていただいております。

今年度も、さらに多くの方に早産児を育てる保護者への理解を深めていただいて、保護者の方の孤独感や負担感が少なくなるようなことに努めてまいりたいと思っております。ホームページなどで、また新たな情報を掲載するなど、いろんな広報活動の方法を、ちょっと検討を今しているところでございますので、より多くの方に知っていただけるよう工夫をしてまいりたいと思っております。

西村委員
　他県の取組になりますけれども、神奈川県で言うところのこども医療、小児科の専門病院でライトアップをしてみたり、あるいはリトルベビーちゃんたちの写真展を行ったり、いろんなことを取り組まれているようです。
　大がかりでなくていいと思うんです。続けることに意味がある、その一歩目を何か考えていただけますよう要望をいたしまして、この質問を終わります。
　関係して、新生児の質問をもう１問だけさせていただきます。新生児マススクリーニング検査について伺います。神奈川県における新生児マススクリーニング検査の流れ、実施状況、教えてください。
健康増進課長
　新生児マススクリーニング検査とは、知らずに放置をしてしまうと神経障害が出たり、命に関わるような障害が発生する可能性のある生まれつきの病気を、新生児のうちに見つけ、発病させないように対策を講じて、障害発生を予防するために行われるものです。
　新生児マススクリーニング検査は、子供の成育段階で起こる障害発生の予防事業として、厚生労働省の通知に基づき検査対象が定められておりまして、公費負担により検査を行っております。神奈川県では、県と政令指定都市の４自治体が相互協力をしまして、神奈川県予防医学協会に検査を委託し、原則、新生児全員に検査を行っております。また、検査において異常が認められたお子様の保護者への医療機関の紹介、追跡調査、検査機関への技術指導、検査に関する周知などを、神奈川県医師会に委託して行っております。
西村委員
　神奈川県では、いち早くタンデムマス法を導入されたんですが、2020 年から自治体によって脊髄性筋萎縮症、ＳＭＡあるいは重症複合免疫不全症、ＳＣＩＤの２項目の検査、いわゆる拡大マススクリーニング検査をされているところがあるというふうに伺っているんですが、どういったものなんでしょうか。
健康増進課長
　脊髄性筋萎縮症、ＳＭＡは、遺伝子が原因で全身の筋力が低下する進行性の疾患です。また、重症複合免疫不全症、ＳＣＩＤは、免疫が不十分で乳児早期に重症感染症を発症し、生命の危険があると言われている疾患です。
　こちらの２疾患について、医学的な検査を行うことで早期発見につなげられるように、従前の新生児マススクリーニング検査に追加して検査を行うことを、拡大新生児マススクリーニング検査と呼ぶことがあるというふうに承知をしております。
西村委員
　これ、神奈川県では受けられるんですか。
健康増進課長
　脊髄性筋萎縮症、ＳＭＡと重症複合免疫不全症、ＳＣＩＤの２項目の検査は、保護者の希望により実施されるものです。公費負担により、先ほどお答えました全員が受検の対象となっております新生児マススクリーニング検査とは現在異なっておりまして、検査費用は保護者の負担で、御希望された方が受けるということになっております。

県内では一部の病院や神奈川県医師会が実施主体となりまして、先ほど申し上げた予防医学協会において、希望者に対して任意で検査を行っております。例えば、出産時に産科医療機関が保護者に検査の説明を行い、希望者が申込み、意見同意書を提出して費用をお支払いいただくと、検体を産科医療機関で採取をいたしまして、予防医学協会のほうに送付されて検査を行うという形で今行われているというふうに承知をしております。

西村委員

拡大新生児マススクリーニング検査に対して、県ではどのように取り組んでいくのか、いこうと思っているのか。

健康増進課長

先ほどのＳＭＡとＳＣＩＤの２項目の検査について、希望をすれば検査を受けられるということですとか具体的な検査内容を、県のホームページなどで周知をさせていただきまして、保護者の方に必要な情報をさせていただけるように取り組みたいと思っております。

また、国に、新生児マススクリーニング検査項目の拡大についての要望もしてまいりたいと思っております。

西村委員

要望を申し上げます。この２つを何で取り上げたかというと、ＳＭＡに関しては治療薬が開発されたんですよね。分かってすぐこの治療薬を使えば、一定、長く生存というか生きてくださるし、障害も抑えられるというふうにお話を伺いました。ＳＣＩＤについても、早期に増血管細胞移植をすれば、またこれも、赤ちゃんの未来が約束できるんだというふうな話を伺いました。

つまり、治療法があるのであれば分かるということを、このマススクリーニングをぜひ拡大していただきたい。そして、自治体によっては、補助金の制度等を設けていらっしゃるところも出てまいりましたし、今、国でも研究班が研究をスタートさせていらっしゃいます。

タンデム法自体を他県に先駆けて手がけてきた神奈川県であれば、やはりこの２つの拡大マススクリーニングも、今、徐々にいろんな自治体で広がっているわけですから、そろそろ神奈川県でも考えていただきたい。少なくとも、多くの妊婦さんにこの情報がしっかり届くようにしていただけますように要望を申し上げまして、私の質問を終わります。